

独立行政法人国立病院機構国民保護業務計画

平成18年3月
独立行政法人国立病院機構

独立行政法人国立病院機構国民保護業務計画

目次

- 第1章 総則(第1条～第9条)
- 第2章 武力攻撃事態等に対する体制の整備(第10条～19条)
- 第3章 武力攻撃災害における医療の提供(第20条～29条)
- 第4章 情報の収集・提供及び広報活動に関する措置(第30条～第33条)
- 第5章 武力攻撃災害の復旧に関する措置(第34条～第37条)
- 第6章 緊急処理事態に対処するための措置(第38条～第40条)

第1章 総 則

(目的)

第1条 本計画は、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）が、独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）の定めるところに従い、また、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）」及び同法第32条に定める「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月閣議決定）に基づき、武力攻撃事態及び緊急処理事態において国民の保護に関し講ずべき措置や実施体制等を定め、もって「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）」第2条に規定されている武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

(実施の基本方針)

第2条 国立病院機構は、本計画の実施にあたり、国、地方公共団体その他武力攻撃事態等の対応に係る関係諸機関（以下「関係機関」という。）と相互に連携を図りながら、国立病院機構本部（以下「本部」という。）及び病院が一体となって、医療を確保するために必要な措置等を講ずる。

2 それぞれの措置は、国立病院機構が被害状況及びその有する能力などについて総合的に判断することによって定まり、その実施期間は概ね被災者の緊急的なニーズが満たされ、自立の見通しが立つまでの間とする。

(武力攻撃事態等マニュアルの作成)

第3条 院長は、本計画を効果的に推進するため、武力攻撃事態等時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアル（以下「武力攻撃事態等マニュアル」という。）を作成する

とともに、訓練や研修を実施して職員への周知徹底を図るものとする。

(計画の修正)

第4条 本計画を効果的に推進できるよう、今後の状況の変化に伴い、適時この計画の内容につき検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

(措置の内容)

第5条 国立病院機構は、武力攻撃事態等に対処するため、次の措置を実施する。

- 一 武力攻撃事態等に対する体制の整備
- 二 武力攻撃事態災害における医療の提供
- 三 情報の収集・提供及び広報活動
- 四 武力攻撃災害の復旧に関する措置
- 五 緊急処理事態に対処するための措置

(安全の確保)

第6条 理事長は、国民保護措置の実施にあたっては、厚生労働省及び関係機関と連携しつつ、病院の職員等国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(武力攻撃事態等における意識の啓発)

第7条 理事長及び院長は、職員に武力攻撃事態等に関する意識の啓発を行うものとする。

(武力攻撃事態等における調査及び研究)

第8条 院長は、武力攻撃事態等時における医療活動が円滑に実施できるよう、武力攻撃事態等の医療活動について、調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

(武力攻撃災害における財政上の措置)

第9条 医療活動等に要する費用は、原則として、各救護班を派遣した病院の負担とする。ただし、国民保護法に基づいて行う医療の実施の要請に応じ又は指示に従った医療活動については、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を請求することができる。

第2章 武力攻撃事態等に対する体制の整備

(国立病院機構国民保護連絡会議の設置)

第10条 国立病院機構の業務に係る国民保護措置を円滑かつ適切に実施するため、連絡調整組織として本部に国立病院機構国民保護連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

- 2 連絡会議は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項に関し国立病院機構内における必要な連絡調整を行うものとする。
 - 一 緊急時のための連絡網の作成その他の国立病院機構内の連絡体制及び参集体制の整備
 - 二 関係機関との連絡体制の整備
 - 三 計画に定める事項のうち、平時における措置の総合的な推進
 - 四 計画の見直し
 - 五 平時における関係機関との連携
 - 六 その他必要な事項
- 3 連絡会議の事務局は、本部総務部総務課に置く。
- 4 前項の定めるもののほか、連絡会議の組織その他の必要な事項は、別に定めるところによる。

(国立病院機構における連絡体制等の整備)

- 第11条 理事長は、本部内部関係者、国立病院機構本部ブロック事務所（以下「ブロック事務所」という。）及び拠点病院との連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。
- 2 ブロック担当理事は、ブロック事務所内部関係者及び本部との連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。
 - 3 院長は、院内関係者及びブロック事務所との連絡体制をあらかじめ定め、武力攻撃事態等マニュアルに明記する。
 - 4 連絡体制については、毎年9月1日に、拠点病院はブロック事務所に、ブロック事務所は本部にそれぞれ登録するとともに、登録内容に変更を生じたときは、速やかに、その旨を登録する。
 - 5 連絡体制は、防災業務計画における連絡体制と兼ねることができるものとする。

(職員の参集)

- 第12条 理事長及び院長は職員の招集・参集について、緊急連絡網の作成等による職員の確保及び情報収集、伝達手段の確保に努めるものとする。

(平時における関係機関との連絡、協力体制の整備)

- 第13条 院長は、武力攻撃事態等によって多数の重症患者が急増した場合及び施設が被害を受けた場合に備え、平時から情報連絡体制を整備し、近隣の医療機関等との間においてあらかじめ重症患者の輸送方法等を定めておくよう努めるものとする。

(非常事態等警戒時における本部の措置)

- 第14条 理事長は、武力攻撃事態等に至るおそれがある場合又は政府に武力

攻撃事態等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置された場合には、職員を参集させて情報の収集にあたるとともに、必要と認められる場合には、救護班等に待機を指示するものとする。

- 2 理事長は、国民保護措置の実施にあたっては、その内容に応じ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮するものとする。

（国立病院機構国民保護対策本部の設置）

第15条 理事長は、政府対策本部が設置された場合には、本部に、理事長を長とする国立病院機構国民保護対策本部（以下「機構対策本部」という。）を設置し、武力攻撃事態等における医療活動の立ち上がりに万全を期すこととする。また、機構対策本部は次の業務を行うものとする。

- 一 被害状況の調査及び報告に関すること
- 二 救護班の派遣及び輸送に関すること
- 三 関係機関との連絡調整に関すること
- 四 その他、武力攻撃事態等における医療活動に関し必要とされる業務

- 2 機構対策本部の事務局は、本部総務部総務課に置く。

（職務代理）

第16条 理事長に事故のあるときは、副理事長が理事長の職務を代行する。

- 2 副理事長がその職務を代行し得ないときは、管理担当理事、総務部長の順で指揮をとるものとする。
- 3 機構対策本部の組織の構成等については、別に定めるところによる。

（国民保護措置における本部の措置）

第17条 機構対策本部を設置した場合には、病院の平常の業務も考慮しつつ、武力攻撃災害における医療業務を円滑に遂行できるようその職員配置や業務分担について適切に対応できるように配慮するものとする。

- 2 理事長及び院長は、武力攻撃災害における医療活動が中長期にわたる場合においては、救護班等に対する応援・交代や資機材の補充をはじめとする後方支援も考慮に入れた措置を講ずるものとする。

（厚生労働省国民保護対策本部の設置の要請）

第18条 理事長は、厚生労働大臣から厚生労働省国民保護対策本部を災害医療センター内に設置することを求められたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。

（現地国民保護対策本部の設置）

第19条 被災地を管轄するブロック事務所は、必要に応じ統括部長を本部長とする現地国民保護対策本部（以下「現地対策本部」という。）を事務所内に設置し、機構対策本部の指示を受けて業務にあたるとともに、活動拠点

としても活用するものとする。

第3章 武力攻撃災害における医療の提供

(国民保護措置時における安全確保)

第20条 院長は、患者に対して避難方法の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導の措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるものとする。

(被災地域周辺の病院による後方支援)

第21条 被災地域周辺の病院の院長は、機構対策本部の指令を受けたときは、被災地域の病院へ職員を派遣するとともに、患者の収容が可能な場合には、関係機関にその旨を連絡し、必要に応じ被災地域の病院及び救護所等からの被災患者の搬送及び受入れに努めるものとし、被災地域の病院等へ職員を派遣した際には速やかにその旨を機構対策本部に報告する。

(関係機関の長からの職員の派遣要請に対する対応)

第22条 院長は、関係機関の長が作成する国民の保護に関する計画による職員の派遣要請を受けた場合には、速やかにその旨を機構対策本部に報告するとともにその指示に従うものとする。

(武力攻撃事態等における拠点病院の整備)

第23条 各ブロックにおける武力攻撃事態等における医療の拠点となる病院（以下「拠点病院」という。）は、北海道がんセンター、仙台医療センター、災害医療センター、名古屋医療センター、金沢医療センター、大阪医療センター、呉医療センター、善通寺病院及び九州医療センターの9か所とする。

2 拠点病院の院長は、拠点病院間、基幹災害医療センター又は地域災害医療センターとして指定されている病院との間において平常時から連携し、武力攻撃事態等における医療に必要な情報交換等に努めるものとする。

(初期武力攻撃災害救護班の編成)

第24条 災害医療センターの院長は、被災状況を早期に把握するとともに初期の武力攻撃災害における医療を実施するため、特に武力攻撃災害における医療に関する高度な専門知識を有する者により構成される救護班（以下「初期武力攻撃災害救護班」という。）をあらかじめ編成するものとする。その際、携行すべき器材の種類及び数量等については充分検討の上、あらかじめ確保しておくものとする。

2 初期武力攻撃災害救護班は、医師1名、看護師2名、事務職員1名の合計4名（必要に応じ薬剤師1名を班の構成員として加える。）で1班を構成

し、災害医療センターの院長は常時3班を確保するものとする。

- 3 大阪医療センターの院長は、西日本の被災状況を早期に把握するとともに初期の武力攻撃災害における医療を実施するため、初期武力攻撃災害救護班をあらかじめ編成し、常時2班を確保するものとする。その際、携行すべき器材の種類及び数量等については充分検討の上、あらかじめ確保しておくものとする。
- 4 災害医療センター及び大阪医療センターの院長は、第2項及び前項の規定により編成した初期武力攻撃災害救護班の編成等について、毎年9月1日に関東信越ブロック事務所又は近畿ブロック事務所を經由して本部へ登録する。なお、登録内容に変更を生じたときは、速やかにその旨を登録する。
- 5 災害医療センター及び大阪医療センターの院長は、関係機関と打ち合わせの上、あらかじめ初期武力攻撃災害救護班の輸送方法（初期武力攻撃災害救護班構成員の集合場所、輸送手段等）を定めておくものとする。
- 6 初期武力攻撃災害救護班は、独立行政法人国立病院機構防災業務計画における初期災害医療班と兼ねることができるものとする。

（拠点病院救護班の編成）

第25条 災害医療センター及び大阪医療センター以外の拠点病院の院長は、原則として同一ブロック内における被災状況を早期に把握するとともに、初期武力攻撃災害における医療を実施するため、病院ごとに特に武力攻撃災害における医療に関する専門知識を有する者により構成される救護班（以下「拠点病院救護班」という。）をあらかじめ編成するものとする。その際、携行すべき器材の種類及び数量等については充分検討の上、あらかじめ確保しておくものとする。

- 2 拠点病院救護班は、同一の病院に所属する医師1名、看護師2名、事務職員1名の合計4名（必要に応じ薬剤師1名を班の構成員として加える。）で構成し、常時2班を確保するものとする。
- 3 災害医療センター及び大阪医療センター以外の拠点病院の院長は、前項により編成した拠点病院救護班の編成等について、毎年9月1日にブロック事務所を經由して本部へ登録する。なお、登録内容に変更を生じたときは、速やかにその旨を登録する。
- 4 災害医療センター及び大阪医療センター以外の拠点病院の院長は、関係機関と打ち合わせの上、あらかじめ拠点病院救護班の輸送方法（拠点病院救護班構成員の集合場所、輸送手段等）を定めておくものとする。
- 5 拠点病院救護班は、独立行政法人国立病院機構防災業務計画における拠点病院医療班と兼ねることができるものとする。

（救護班の編成）

第26条 拠点病院以外の病院の院長は、病院ごとに、広域にわたる武力攻撃

災害に対応するための救護班を、病院の機能及び地域性等を勘案しつつ、あらかじめ編成するものとする。その際、携行すべき器材の種類及び数量等については充分検討の上、あらかじめ確保しておくものとする。

- 2 救護班は、原則として同一の病院に所属する医師 1 名、看護師 2 名、事務職員 1 名の合計 4 名(必要に応じ薬剤師 1 名を班の構成員として加える。)で構成する。
- 3 拠点病院以外の病院の院長は、前項により編成した救護班の編成等について、毎年 9 月 1 日にブロック事務所を経由して本部へ登録するものとする。なお、登録内容に変更を生じたときは、速やかにその旨を登録するものとする。
- 4 拠点病院以外の病院の院長は、各施設周辺の地域の実情に応じ、関係機関と打ち合わせの上、あらかじめ救護班の輸送方法(救護班構成員の集合場所、輸送手段等)を定めておくものとする。
- 5 救護班は、独立行政法人国立病院機構防災業務計画における医療班と兼ねることができるものとする。

(被災地域への武力攻撃災害救護班の派遣準備)

第27条 災害医療センターの院長は、機構対策本部の派遣準備指令を受けたとき、初期の武力攻撃災害における医療を早急に必要ながあるにもかかわらず、通信の途絶等により機構対策本部の指令を待つ時間的猶予がないと認めたととき又は警報の発令を知ったときは、初期武力攻撃災害救護班の派遣準備を行うものとする。

- 2 大阪医療センターの院長は、機構対策本部の派遣準備指令を受けたとき、原則として西日本において初期の武力攻撃災害における医療を早急に必要ながあるにもかかわらず、通信の途絶等により機構対策本部の指令を待つ時間的猶予がないと認めたととき又は警報の発令を知ったときは、初期武力攻撃災害救護班の派遣準備を行うものとする。
- 3 災害医療センター及び大阪医療センター以外の拠点病院の院長は、機構対策本部の派遣準備指令を受けたとき、原則として同一ブロック内において初期の武力攻撃災害における医療を早急に必要ながあるにもかかわらず、通信の途絶等により機構対策本部の指令を待つ時間的猶予がないと認めたととき又は警報の発令を知ったときは、拠点病院救護班の派遣準備を行うものとする。
- 4 拠点病院以外の病院の院長は、機構対策本部の派遣準備指令を受けたとき、施設の近辺において初期の武力攻撃災害における医療を早急に必要ながあるにもかかわらず、通信の途絶等により機構対策本部の指令を待つ時間的猶予がないと認めたととき又は警報の発令を知ったときは、救護班の派遣準備を行うものとする。

(被災地域への武力攻撃災害救護班の派遣)

第28条 災害医療センターの院長は、機構対策本部の派遣指令を受けたとき又は初期の武力攻撃災害における医療を早急に実施する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により機構対策本部の指令を待つ時間的猶予がないと認めたときには初期武力攻撃災害救護班を被災地域へ派遣するものとする。その際、派遣する班の数は状況に応じて適宜調節する。なお、院長は職員の派遣に際しては、安全に配慮するとともに、初期武力攻撃災害救護班を派遣した際には、速やかにその旨を現地対策本部を經由して機構対策本部に報告する。

2 大阪医療センターの院長は、機構対策本部の派遣指令を受けたとき又は原則として西日本において初期の武力攻撃災害における医療を早急に実施する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により機構対策本部の指令を待つ時間的猶予がないと認めたときには初期武力攻撃災害救護班を被災地域へ派遣するものとする。その際、派遣する班の数は状況に応じて適宜調節する。なお、院長は職員の派遣に際しては、安全に配慮するとともに、初期武力攻撃災害救護班を派遣した際には、速やかにその旨を現地対策本部を經由して機構対策本部に報告する。

3 災害医療センター及び大阪医療センター以外の拠点病院の院長は、機構対策本部の派遣指令を受けたとき又は原則として同一ブロック内において初期の武力攻撃災害における医療を早急に実施する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により機構対策本部の指令を待つ時間的猶予がないと認めたときには拠点病院救護班を被災地域へ派遣するものとする。なお、院長は職員の派遣に際しては、安全に配慮するとともに、拠点病院救護班を派遣した際には、速やかにその旨を現地対策本部を經由して機構対策本部に報告する。

4 拠点病院以外の病院の院長は、機構対策本部の派遣指令を受けたとき又は当該病院の近辺において初期の武力攻撃災害における医療を早急に実施する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により機構対策本部の指令を待つ時間的猶予がないと認めたときには救護班を派遣するものとする。なお、院長は職員の派遣に際しては、安全に配慮するとともに、救護班を派遣した際には、速やかにその旨を現地対策本部を經由して機構対策本部に報告する。

(核攻撃等又は武力攻撃原子力事態等の場合の医療活動)

第29条 理事長及び院長は、必要に応じて緊急被ばく医療派遣チームの構成員として、病院の医療関係者を派遣するものとする。この場合、被爆線量計による管理を行うなど所要の防護措置が講じられていることを確認の上で派遣するものとする。

2 理事長及び院長は、必要に応じて病院の医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、又は医薬品、医療機器等を提供するものとする。この場合、被爆線量計による管理を行うなど所

要の防護措置が講じられていることを確認の上で派遣するものとする。

第4章 情報の収集・提供及び広報活動に関する措置

(武力攻撃事態等に関する情報の収集・提供)

第30条 理事長は、武力攻撃等発生時における情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

(被害情報等の収集及び提供)

第31条 理事長は、厚生労働大臣から警報の通知を受けたときは、直ちに被害状況の情報収集等を開始するものとする。

2 院長は、その管理する施設や設備に関する被害情報、対応状況及び周辺の被害状況等を可及的速やかに所管するブロック事務所を経由して機構対策本部へ連絡する。機構対策本部は、必要に応じ被害状況等を厚生労働省医政局国立病院課へ連絡するものとする。

(国立病院機構における広報活動について)

第32条 理事長は、武力攻撃災害に関する活動について、報道機関等を通じて適切な広報活動を行い、国立病院機構に対する理解と協力を促すものとする。また、情報の混乱や錯綜を防止し効果的な広報活動を行うため、広報窓口を機構対策本部に一本化して的確な情報提供に努める。

(安否情報の収集・提供)

第33条 院長は、安否情報の収集が円滑に実施できるよう、その業務の範囲内で、その保有する安否情報を地方公共団体の長に提供するなど、安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。なお、安否情報の収集の協力にあたっては、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

2 安否情報の収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民等の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該避難住民等が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

第5章 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(武力攻撃事態等による被害施設の応急の復旧)

第34条 理事長及び院長は、その管理する施設や設備の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、武力攻撃事態等に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制および資機材を整備するよう努めるものとする。

2 理事長及び院長は、安全の確保を配慮した上で、武力攻撃災害発生後は、可能な限り速やかに管理する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、

これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び患者の入院環境の確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。

(武力攻撃事態等による被害施設の復旧)

第35条 理事長及び院長は、復旧計画について被災した施設の被害状況を調査し、これに基づいて復旧計画を作成し、早期復旧を図るとともに、同種の被害を繰り返し受けることのないよう努めるものとする。

(国民保護業務計画のための措置に関する職員への研修・訓練等)

第36条 院長は、武力攻撃事態等における医療に関する研修会に職員を派遣し、武力攻撃事態等における医療活動に必要な知識・技術の習得を図るよう努めるものとする。また、研修修了者を効果的に活用して職員への知識等の周知徹底を図るとともに、実践的な武力攻撃事態等における医療訓練を実施し、武力攻撃事態等時には職員自らの判断で行動できるよう努めるものとする。

2 院長は、武力攻撃事態等を念頭において、地方公共団体の国民保護措置についての訓練や、関係機関による合同訓練へ参加するように努め、武力攻撃事態等における各機関の役割を認識し、地域における武力攻撃事態等における医療業務についての理解を促進する。

(医薬品、食糧及び飲料水等の備蓄)

第37条 拠点病院の院長は、医薬品、食糧及び飲料水等の供給路が断たれる場合をあらかじめ想定し、それが回復するまでの間に病院内で行われる医療活動に必要な医薬品、食糧及び飲料水等の備蓄(3日間分)を行う。その際、防災のための備蓄と相互に兼ねることができるものとする。

2 拠点病院以外の院長は、緊急及び不測の事態の発生を想定し、必要最低限の医薬品、食糧及び飲料水等の備蓄を行う。その際、防災のための備蓄と相互に兼ねることができるものとする。

3 院長は、平素からその管理に属する施設及び設備を整備し、又は点検に努めなければならない。

第6章 緊急対処事態に対処するための措置

(緊急対処事態への対処)

第38条 理事長は、厚生労働省に厚生労働省緊急対処事態対策本部が設置された場合には、直ちに、本部に理事長を長とする国立病院機構緊急対処事態対策本部(以下「機構緊急対処事態対策本部」という。)を設置する。機構緊急対処事態対策本部は、次の業務を行う。

- 一 緊急対処事態における被害状況の調査及び報告に関すること
- 二 救護班の派遣及び輸送に関すること
- 三 関係機関との連絡調整に関すること

四 その他、緊急処理事態における事態等に係る医療活動に関し必要とされる業務

2 機構緊急処理事態対策本部の事務局は、本部総務部総務課に置く。

(職務代理)

第39条 理事長に事故のあるときは、副理事長が理事長の職務を代行する。

2 副理事長がその職務を代行し得ないときは、管理担当理事、総務部長の順で指揮をとる。

3 機構緊急処理事態対策本部の組織その他必要な事項は、別に定めるところによる。

(緊急対処保護措置の実施等)

第40条 緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、本計画の第1章から第5章までの定めに基づいて適宜行うこととする。